

# 免税対象物品を購入する外国人旅行者の方へ

## 出国時の注意点



### No Customs procedure, No Refund

免税対象物品の購入日から**90日以内**の出国時に、**税関で旅券を提示等して確認を受けます**。税関の確認を受けなかった場合、消費税相当額の返金を受けることはできません。



### Show Items Upon Request

免税購入対象者は税関の求めに応じて**免税対象物品を提示**できるようにしなければなりません。




### Don't Keep Tax-Free Items in Japan

税関の確認を受けた免税対象物品を**遅滞なく輸出**しなければなりません。輸出しなかった場合には、免除された消費税額に相当する消費税を徴収され、かつ、罰則の適用対象となります。

(注) 税関の確認は、出国する空海港で手荷物の機内預けをした後に受けることはできません。そのため、手荷物の機内預けをする前に（搭乗手続きに間に合うように、**時間的余裕をもって**）、出発ロビーに設置してある免税手続用の端末（キオスク端末）又は電子端末で税関の確認を受ける必要があります。



## その他の注意点

 購入する免税対象物品は、出国時にその全てを自らが所持して海外に持ち出すことができる数量に限られます。

 その他の注意事項は観光庁HPをご確認ください。



国 税 庁



税 関

Japan Customs



観 光 庁

Japan Tourism Agency